

東洋学園大学安全保障輸出管理規程

(目的)

第1条 本規程は、東洋学園大学（以下「本学」という。）において、学術研究の健全な発展に配慮しつつ、安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という。）を適切に実施するために必要な事項を定め、もって国際的な平和及び安全の維持に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 外為法等 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号、以下「法」という。）及びこれに基づく輸出管理に関する政令、省令、通達等をいう。
- (2) 技術の提供 外国における技術の提供若しくは外国に向けて行う技術の提供又は非居住者若しくは特定類型該当者への技術の提供又は非居住者若しくは特定類型該当者へ再提供することが明らかな居住者への技術の提供をいう。
- (3) 貨物の輸出 外国に向けて貨物を送付すること（自ら手荷物として海外に持ち出す場合を含む。）又は外国へ送付されることが明らかな貨物を国内で送付すること。
- (4) 取引 技術の提供又は貨物の輸出をいう。
- (5) リスト規制技術 外国為替令（昭和55年政令第260号）（以下「外為令」という。）別表の1の項から15の項までに定める技術をいう。
- (6) リスト規制貨物 輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）（以下「輸出令」という。）別表第1の1の項から15の項までに定める貨物をいう。
- (7) キャッチオール規制 外為令別表の16の項に定める技術及び輸出令別表第1の16の項に定める貨物が、大量破壊兵器若しくは通常兵器の開発等に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣に許可申請を行うことをいう。
- (8) 該非判定 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物がリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するか否かを判定することをいう。
- (9) 取引審査 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物の該非判定の内容のほか、用途及び需要者

等（技術を提供しようとする相手方若しくは利用する者又は貨物の輸入者若しくは需要者又はこれらの代理人をいう。「相手先」ともいう。）を確認し、本学／本機関として当該取引を行うかを判断することをいう。

- (10) 大量破壊兵器等 核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤、若しくはこれらの散布のための装置、又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機をいう。
- (11) 通常兵器 大量破壊兵器等以外の輸出令別表第1の1の項に該当する貨物をいう。
- (12) 大量破壊兵器等の開発等 大量破壊兵器等の開発、製造、使用又は貯蔵をいう。
- (13) 通常兵器の開発等 通常兵器の開発、製造又は使用をいう。
- (14) 居住者 外国為替法令の解釈及び運用について（蔵国第4672号昭和55年11月29日）6-1-5、6（居住性の判定基準）に従い、居住者として取り扱うこととされる自然人及び法人をいう。
- (15) 非居住者 居住者以外の自然人及び法人をいう。
- (16) 特定類型該当者 外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（4貿局第492号）1（3）サ①から③までに掲げる者（自然人である居住者に限る。）をいう。
- (17) 教職員等 本学に雇用される教授、准教授、講師その他の従業員をいい、常勤か非常勤であるかを問わない。

（適用範囲）

第3条 本規程は、本学の教職員等及び学生が、本学における教育研究活動（すべての技術の提供及び貨物の輸出に関する業務）に適用する。

（基本方針）

第4条 本学における輸出管理の基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある技術提供及び貨物の輸出は行わない。
- (2) 外為法等を遵守し、経済産業大臣の許可を受けなければならない場合は、責任を持って、当該許可を取得する。
- (3) 輸出管理を確実に実施するため、輸出管理の責任者を定め、輸出管理体制を適切に整備し、充実を図る。

(輸出管理最高責任者)

第5条 本学の輸出管理における輸出管理最高責任者（以下「最高責任者」という。）は、学長とする。

2 最高責任者は、本規程の制定・改廃、外為法等又は本規程に違反する事実が発生した場合の再発防止策を構築することのほか、輸出管理における重要事項に関する最終的な決定を行う。

(輸出管理統括責任者)

第6条 最高責任者は、輸出管理業務を統括する輸出管理統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置き、副学長をもって充てる。

2 統括責任者は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 輸出管理に係る該非判定及び取引審査の最終的な承認

(2) 全学的な輸出管理業務の統括並びに全学への徹底事項の指示、連絡及び要請

(3) 輸出管理に係る経済産業大臣への許可申請手続、文書管理、監査、指導、教育その他本規程に定める業務

(輸出管理責任者)

第7条 統括責任者の下に、輸出管理に関する事務を行うため、輸出管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、法人本部企画部部長をもって充てる。

2 管理責任者は統括責任者を補佐し、事前確認シートの確認、相談窓口のほか、本規程に定められた業務を行う。

(事前確認)

第8条 教職員等は、技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする場合は、別に定める「事前確認シート」に基づき、需要者に関する懸念情報及び例外規定（公知の技術及び基礎科学分野の研究活動における技術）の適用判定等について確認を行い、取引審査の手続の要否について管理責任者の承認を得なければならない。ただし、統括責任者が事前確認不要と定めた事項に該当する場合及び取引審査を行う必要のあることが明らかな場合は、「事前確認シート」による事前確認を省略することができる。

2 前項に規定する事前確認により、取引審査の手続が必要と判断された場合又は取引審査を行うことが明らかな場合には、教職員等は第9条（該非判定）、第10条（用途確認）及び第11条（需要者確認）に規定する起票・確認を行い、第12条に規定する取引審査の手続を行わなければならない。

3 第1項に規定する事前確認により取引審査の手続が不要と承認された場合には、教職員等は当該取引を行うことができる。

(該非判定)

第9条 教職員等は、取引審査の手続が必要とされた場合は、当該技術又は貨物がリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するかについて該非判定を行い、別に定める「該非判定票」を起票しなければならない。

2 前項に定める該非判定は、以下のとおり行う。

- (1) 本学で研究・開発した技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員等は、必要な技術資料を整備し、最新の外為法等に基づいてリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するかを該非判定する。
- (2) 本学から入手した技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員等は、入手先からの該非判定書等を入手し、前号同様、適切に該非判定を行う。ただし、入手先から該非判定書等を入手しなくても本学として前号の手続により該非判定できる場合には、入手先から該非判定書等の入手を省略しても良い。

(用途確認)

第 10 条 教職員等は、取引審査の手続が必要とされた場合は、当該技術又は貨物の用途について、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に用いられるおそれがないかを、別に定める「用途チェックシート」及び「明らかガイドラインシート」を用いて確認しなければならない。

(需要者確認)

第 11 条 教職員等は、取引審査の手続が必要とされた場合は、当該技術又は貨物の需要者について以下の項目に該当するかどうかを、別に定める「需要者チェックシート」等を用いて確認しなければならない。

- (1) 提供ルート内関係者の存在・身元に不審な点がある。
- (2) 経済産業省作成の「外国ユーザーリスト」に掲載されている。
- (3) 大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等を行う又は行ったことが入手した資料等に記載されている又はその情報がある。
- (4) 軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関、又はこれらの所属者である。

(取引審査)

第 12 条 教職員等は、技術の提供又は貨物の輸出を行おうとするときに、取引審査の手続が必要とされた場合は、リスト規制及びキャッチオール規制の観点から別に定める「審査票」を起票して、管理責任者による一次審査及び統括責任者による二次審査による承認を受けなければならない。

2 「審査票」には、仕向地、技術・貨物の名称、需要者、用途等を記載し、審査に必要な書類を添付しなければならない。

(許可申請)

第 13 条 前条第 1 項における承認により外為法等に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない場合、統括責任者は、経済産業大臣に対して許可申請を行うものとする。

2 許可申請の際に提出する書類は、事実に基づき正確に記載しなければならない。

3 技術の提供又は貨物の輸出を行おうとしている教職員等は、外為法等に基づく許可が必要な技術の提供又は貨物の輸出については、経済産業大臣の許可を得ている確認を行わない限り当該技術の提供又は貨物の輸出を行ってはならない。

(技術の提供管理)

第 14 条 教職員等は、技術を提供する場合、第 8 条の事前確認及び第 12 条の取引審査の審査が行われたこと並びに外為法等に基づく許可を受けなければならない取引の場合には、経済産業大臣の許可が取得されていることを確認しなければならない。ただし、第 8 条第 1 項の事前確認により取引審査の審査が不要と承認された場合には、第 12 条の取引審査の審査の確認は要さない。

2 教職員等は、前項の確認ができない場合は、当該技術の提供を行ってはならない。

(貨物の出荷管理)

第 15 条 教職員等は、貨物を輸出する場合、第 8 条の事前確認及び第 12 条の取引審査の審査が行われたこと並びに貨物が出荷書類の記載内容と同一のものであることを確認し、また、外為等の許可が必要な貨物の輸出の場合には、経済産業大臣の許可が取得されていることを確認しなければならない。ただし、第 8 条第 1 項の事前確認により取引審査の審査が不要と承認された場合には、第 12 条の取引審査の審査の確認は要さない。

2 教職員等は、前項の確認ができない場合は、当該貨物の輸出を行ってはならない。

3 教職員等は、通関時に事故が発生した場合は、直ちに当該輸出手続を取り止めて管理責任者へ報告する。管理責任者は、統括責任者と協議して適切な措置を講じる。

(文書管理又は記録媒体の保存)

第 16 条 教職員等は、統括責任者及び管理責任者の指示の下、輸出管理に係る文書、図面又は電磁的記録を、技術が提供された日又は貨物が輸出された日から起算して、少なくとも 7 年間は保管しなければならない。

(監査)

第 17 条 管理責任者は、統括責任者の指示の下、法人の輸出管理が本規程に基づき適正に実施されていることを確認するため、監査を定期的に行うものとする。

(調査)

第 18 条 統括責任者は、輸出管理を適正かつ効果的に実施するため、毎年、リスト規制技術の保有状況について調査を行わなければならない。

(指導)

第 19 条 統括責任者は、教職員等に対し、最新の外為等の周知その他関係法令の規定を遵守するために必要な指導を行うものとする。

(教育)

第 20 条 管理責任者は、統括責任者の指示の下、外為等及び本規程の遵守の重要性を理解させ、確実な実施を図るため、教職員等に対し、計画的に教育を行うものとする。

(報告)

第 21 条 教職員等は、外為等又は本規程に違反する又は違反のおそれがある事実を知った場合は、その旨を管理責任者に速やかに通報しなければならない。

2 管理責任者は、前項の通報があった場合、直ちに統括責任者に報告するとともに、当該報告の内容を調査し、その結果を統括責任者に報告しなければならない。

3 統括責任者は、前項の報告により、外為法等に違反している事実が明らかになったとき又は違反したおそれのあることが判明したときには、最高責任者に報告するとともに、関係部署に対応措置を指示するとともに、遅滞なく関係行政機関に報告する。また、最高責任者は、その再発防止のために必要な措置を講じなければならない。

(事務の所管)

第 22 条 この規程に関する事務は、法人本部企画部が行う。

(雑則)

第 23 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

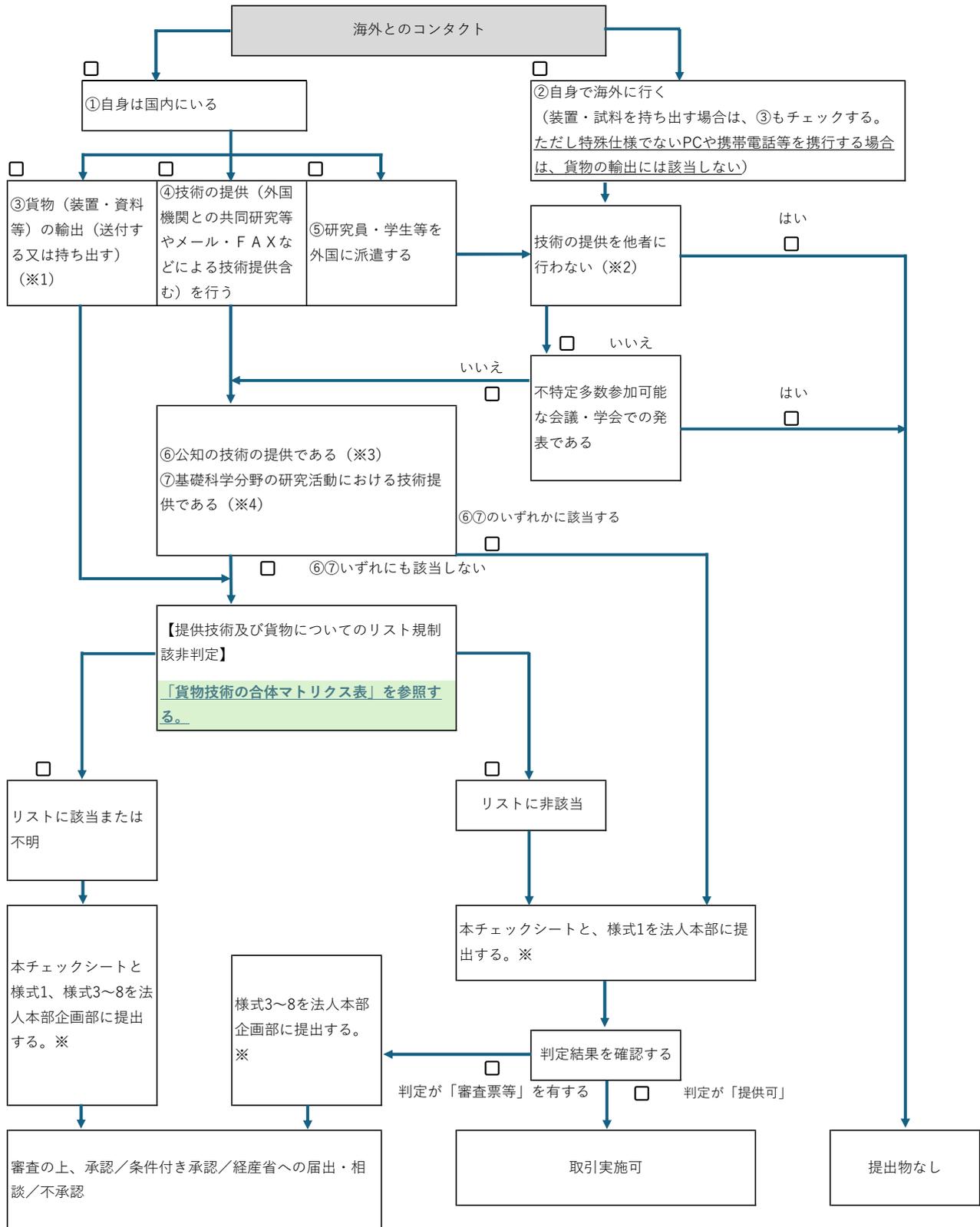
附 則

この規程の改廃は学長が行う。

令和 7 年 4 月 1 日

安全保障輸出管理に関する自己判定チェック（貨物の輸出、技術の提供用）

（以下のフロー図に従って、□に✓を入れてください。）

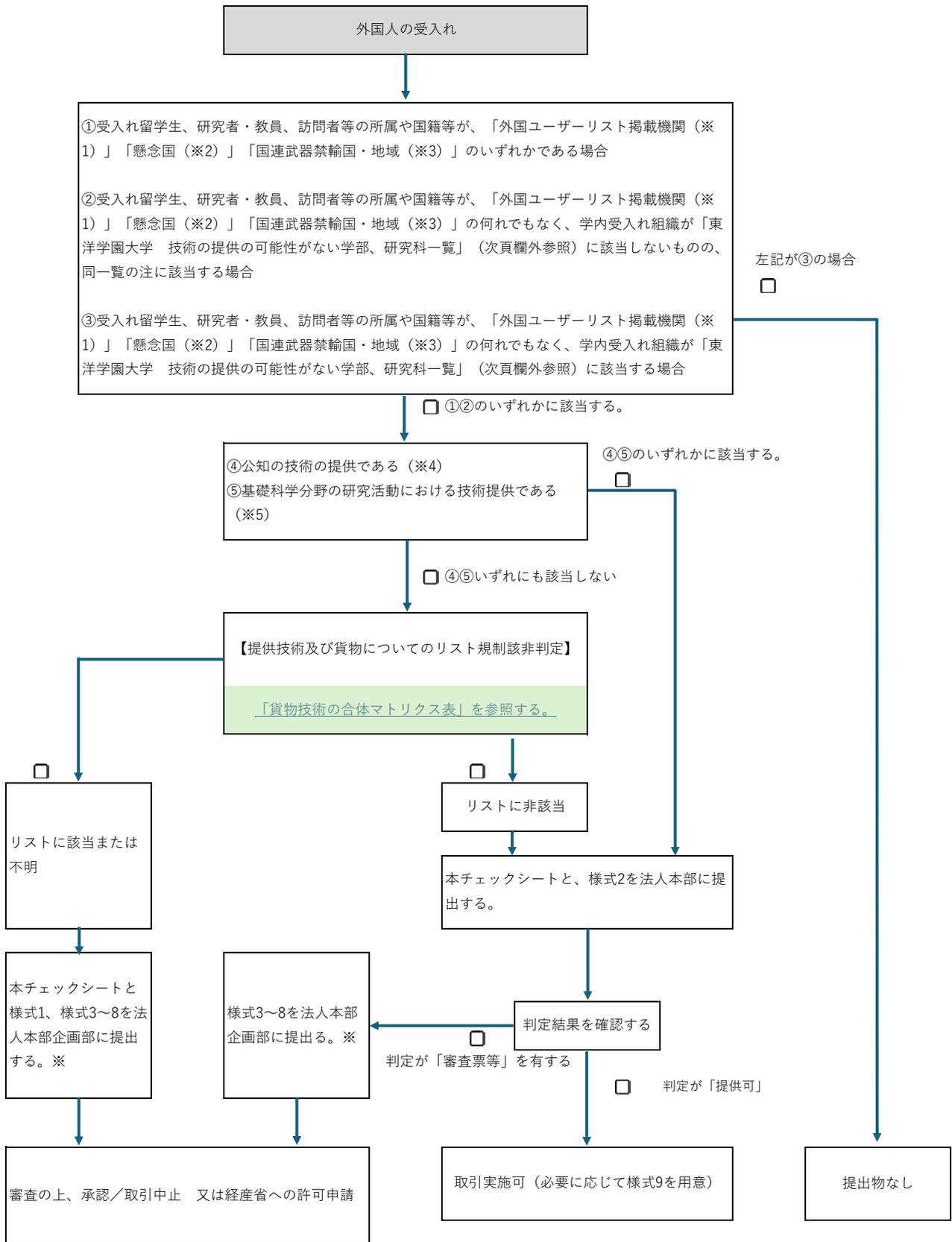


※該当する様式名称は、次頁に記載。

※1	「技術」とは、「貨物の設計、製造又は使用に必要な特定の情報」を指す。「プログラム」も含まれる。
※2	<p>「輸出」とは、「貨物を本邦の領土から外国に向けて移動させる一連の行為」を指すため、日本から外国に向けて輸送または持ち出される貨物はすべて輸出管理の対象となる。</p> <p>■海外出張の際にPCを携行する場合の留意事項</p> <p>(1) PC本体の取り扱い</p> <p>海外出張の際に自らの研究等ために使用するPCを手荷物等で持ち出す場合、通常市販されているノートパソコンの多くは、規制緩和により規制対象から除外されたことから、持ち出しにあたって許可申請は不要である。しかしながら、演算機能や暗号技術を組み込んだ高機能（高スペック）な機器である、あるいは高機能な付属品がある場合など、その性能によってはリスト規制品となり、経済産業大臣への許可申請が必要となる場合があるので注意が必要となる。海外出張時にPCを携行される際、上記の懸念がある場合は、製造業者などに事前に該非判定の確認をすること（許可申請が必要かどうか貨物のスペック等を確認すること）を行うこと。（*PCについては製造各社がHP等で自社製品の安全保障輸出管理上の取扱いに関する情報を提供している）。</p> <p>(2) PCに記録された技術情報の取扱い</p> <p>海外出張先で技術を提供したり、技術を提供する目的で技術資料を携行したり、PCに技術情報を記録して持ち出すもあたり、以下の場合であれば、技術情報の内容にかかわらず許可申請は必要ない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己使用のためだけに技術資料を持ち出す場合（他者に技術提供をしないことが必須） ・学会発表等、技術情報等を公知にすることを前提として持ち出す場合
※3	<p>公知の技術の提供であるの例</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術の提供 ◆学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術の提供 ◆工場の見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術の提供 ◆ソースコードが公開されているプログラムの提供 ◆学会発表用の原稿又はは展示会等での配布資料の送付、雑誌への投稿等、当該技術を不特定多数の者が入手又は閲覧可能とすることを目的とする取引
※4	<p>基礎科学分野の研究活動において技術を提供する取引</p> <p>「基礎科学分野の研究活動」とは、以下の内容を指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、 ◆理論的又は実験的方法により行うものであり、 ◆特定の製品の設計又は製造を目的としないもの <p>例えば宇宙の生成過程の研究のような自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であっても、提供する技術に特定の製品（例えば実験装置や観測装置）の設計又は製造を目的とする研究活動における技術等が含まれる場合には、「はい」にチェックすることはできない。</p>

- ・【様式1】事前確認シート（貨物の輸出・技術の提供用）
- ・【様式2】事前確認シート（外国人（留学生・研究者・教員・訪問者等）受入れ用）
- ・【様式3】審査票（技術の提供・貨物の輸出用）
- ・【様式4】審査票（外国人（留学生・研究者・教員・訪問者等）受入れ用）
- ・【様式5】用途チェックシート
- ・【様式6】需要者チェックシート
- ・【様式7】明らかガイドラインシート
- ・【様式8】該非判定票
- ・【様式9】誓約書（Pledge）

安全保障輸出管理に関する自己判定チェック（外国人（留学生・研究者・教員・訪問者等）受入れ用）
 （以下のフロー図に従って、□に✓を入れてください。）



※該当する様式名称は、次頁に記載。

※1	外国ユーザーリスト掲載機関 https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html#user-list
※2	懸念国：イラン、イラク、北朝鮮（輸出貿易管理令別表第4に掲げる地域）
※3	国連武器禁輸国・地域：アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン（輸出貿易管理令別表第3の2に掲げる地域）
※4	<p>公知の技術の提供であるの例</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術の提供 ◆学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術の提供 ◆工場の見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術の提供 ◆ソースコードが公開されているプログラムの提供 ◆学会発表用の原稿又は展示会等での配布資料の送付、雑誌への投稿等、当該技術を不特定多数の者が入手又は閲覧可能とすることを目的とする取引
※5	<p>基礎科学分野の研究活動において技術を提供する取引</p> <p>「基礎科学分野の研究活動」とは、以下の内容を指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、 ◆理論的又は実験的方法により行うものであり、 ◆特定の製品の設計又は製造を目的としないもの <p>例えば宇宙の生成過程の研究のような自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であっても、提供する技術に特定の製品（例えば実験装置や観測装置）の設計又は製造を目的とする研究活動における技術等が含まれる場合には、「はい」にチェックすることはできない。</p>

- ・【様式1】事前確認シート（貨物の輸出・技術の提供用）
- ・【様式2】事前確認シート（外国人（留学生・研究者・教員・訪問者等）受入れ用）
- ・【様式3】審査票（技術の提供・貨物の輸出入）
- ・【様式4】審査票（外国人（留学生・研究者・教員・訪問者等）受入れ用）
- ・【様式5】用途チェックシート
- ・【様式6】需要者チェックシート
- ・【様式7】明らかガイドラインシート
- ・【様式8】該非判定票
- ・【様式9】誓約書（Pledge）

【東洋学園大学 技術の提供の可能性がない学部、研究科一覧】

現代経営学部
 学部 人間科学部
 グローバル・コミュニケーション学部
 研究科 現代経営研究科

※注）上記表の学部・研究科・短期大学部・研究所において自然科学系教員が行う講義・演習・実験・研究活動などに、当該教員の専門分野や研究テーマに関する情報が含まれる場合は、技術の提供の可能性のあるものとする。

2-A-2. 貨物の該非確認

輸出する貨物は、「外為法規制リスト※」に該当しない	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> 不明
---------------------------	-----------------------------	------------------------------	-----------------------------

上記を「はい」とした場合、本欄にその根拠を記入してください。	
確認した政令項番・省令条番：	
該当しない理由：	

※外為法規制リストは、経済産業省 HP の「貨物・技術のマトリクス表」 (https://www.meti.go.jp/policy/ampo/matrix_intro.html) を参照してください。

2-A-3. 輸出先国の懸念度

輸出先の国は、「輸出令別表第3の地域」である ※	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ ⇒ 3の欄へ
--------------------------	-----------------------------	-------------------------------------

※輸出令別表第3の地域: <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/ampo03.html>

◆上記が「はい」 ⇒ 4の手続判断へ

2-B-1. 【技術提供の場合】目的・提供情報の概要等

案件名称 (事業名・契約名など)	
提供する技術の名称	
提供する技術の概要	

※「提供する技術の概要」は、なるべく詳しく、具体的に記入してください。記入欄に収まらない場合、別紙を添付しても構いません。

a. 提供する技術は、「公知の内容」のみである【注1】 「はい」の場合は、右欄を記入して下さい。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ ⇒ 2-B-2の欄へ
	公表年月日: 年 月 日 公開した媒体・学会名:	
b. 相手先の国は、「輸出令別表第3の地域」である 【注2】	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ ⇒ 3の欄へ

【注1】公知の技術の例:

- ◆新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術の提供
- ◆学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術の提供
- ◆工場の見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術の提供
- ◆ソースコードが公開されているプログラムの提供
- ◆学会発表用の原稿又は展示会等での配布資料の送付、雑誌への投稿等、当該技術を不特定多数の者が入手又は閲覧可能とすることを目的とする取引

【注2】輸出令別表第3の地域 A: <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/ampo03.html>



◆上記 a と b が「はい」

⇒これ以下の欄の記入は不要です。記入済の本シートを、法人本部企画部に提出してください。

2-B-2. 提供技術の規制対象確認

提供する技術は、物品の設計・製造・使用には関係しない	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> 不明
----------------------------	-----------------------------	------------------------------	-----------------------------

上記を「いいえ」とした場合、本欄に物品名を記入してください。	
--------------------------------	--

3. 相手先に関する懸念情報

相手先が、外国ユーザーリスト（※）に掲載されている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
仕向地が、懸念国（イラン、イラク、北朝鮮）又は国連武器禁輸国・地域（アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン）である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
相手先が、HP等の公表情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等（核兵器・化学兵器・生物兵器・ロケット・無人航空機）若しくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等（開発、製造、使用又は貯蔵をいう。以下同じ。）に関与している、又は過去関与していた疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
提供する技術又は輸出する貨物が、HP等の公表情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等若しくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等に用いられる疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
提供する技術又は輸出する貨物が、HP等の公表情報及び入手した情報から、核融合に関する研究、核燃料物質や原子炉等の開発等に用いられる疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
提供する技術又は輸出する貨物が、HP等の公表情報及び入手した情報から、外国の軍若しくは警察又はこれらの者から委託を受けた者により、化学物質・微生物・毒素の開発等又は宇宙に関する研究に用いられる疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
その他、相手先や用途について、安全保障輸出管理上の懸念情報を有している。（「はい」の場合下欄記載）	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

※外国ユーザーリストは、経済産業省HPの「外国ユーザーリスト」(<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html#user-list>)を参照して下さい。

上記のその他の懸念情報を「はい」とした場合、本欄にその理由を記入してください。

※いずれかが「はい」の場合、原則として慎重な審査が必要となりますので、法人本部企画部に相談してください。

4. 手続判定

〔貨物の輸出の場合〕

- ① 2-A-2の欄が「いいえ」又は「不明」 ⇒ 本シートを入力後、法人本部企画部にご相談ください。
- ② 3の欄のいずれかが「はい」 ⇒ 本シートを入力後、法人本部企画部にご相談ください。
- ③ 上記①、②以外 ⇒ 記入済の本シートを、法人本部企画部に提出してください。

〔技術提供の場合〕

- ① 2-B-2の欄が「いいえ」又は「不明」 ⇒ 本シートを入力後、法人本部企画部にご相談ください。
- ② 3の欄のいずれかが「はい」 ⇒ 本シートを入力後、法人本部企画部にご相談ください。
- ③ 上記①、②以外 ⇒ 記入済の本シートを、法人本部企画部に提出してください。

上記の事前確認内容を確認し、以下のとおり判定します。

- 提供可（条件： _____）
- 「審査票」等の起票を有する

管理責任者	担当課

【様式2】事前確認シート（外国人（留学生・研究者・教員・訪問者等）受入れ用）

下記、①もしくは②の場合、本シートの作成が必要となります。ただし、「懸念国」「国連武器禁輸国・地域」については、受入れ時に入手する書類や情報にて懸念がないと確認できる特別永住者の場合は、本シート作成不要。

①受入れ留学生、研究者・教員、訪問者等の所属や国籍等が、「外国ユーザーリスト掲載機関」「懸念国」「国連武器禁輸国・地域」のいずれかである場合

②受入れ留学生、研究者・教員、訪問者等の所属や国籍等が、「ユーザーリスト掲載機関」「懸念国」「国連武器禁輸国・地域」の何れでもなく、学内受入れ組織が「東洋学園大学 技術の提供の可能性がない学部、研究科一覧」（次頁欄外参照）に該当しないものの、同一覧の注に該当する場合

外国ユーザーリスト掲載機関：<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law05.html#user-list>

懸念国：イラン、イラク、北朝鮮（「輸出貿易管理令別表第4」に掲げる地域）

国際武器禁輸国・地域：アフリカ、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン（「輸出令別表第3の2」の地域）

申請年月日	年 月 日	申請者（氏名）	
所属・職名		E-mail	@

1. 受入予定者

受入カテゴリ (該当欄にチェック)	<input type="checkbox"/> 留学生〔 <input type="checkbox"/> 大学院生 <input type="checkbox"/> 学部学生 <input type="checkbox"/> 研究生 <input type="checkbox"/> 聴講生 <input type="checkbox"/> 科目等履修生 <input type="checkbox"/> その他（ ）〕 <input type="checkbox"/> 研究者・教員〔 <input type="checkbox"/> 雇用関係あり（職名： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）〕 <input type="checkbox"/> 訪問者 <input type="checkbox"/> その他（ ）
氏名	
出身国（国籍）	
出身組織	
受入予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日

※同一組織の同一部署から同時に複数名を受け入れる場合は、「氏名」の欄に複数名を列記してください。

※「出身組織」の欄は、受入予定者がこれまで所属したことのある組織を全て記入してください。

2. 受入予定研究室・提供予定情報等

研究科・学科・研究室	
指導教員・情報提供者	
研究分野名	
受入予定者の研究内容	
提供情報・指導予定内容の概要	

※指導教員又は技術提供者が複数予定されている場合は、「指導教員・技術提供者」の欄に複数名の氏名・役職を列記してください。

※「受入予定者の研究内容」「提供予定技術の概要」は、なるべく詳しく具体的に記入してください。適宜、別紙を添付してください。

a. 提供情報・指導内容は、「公知の内容」のみか【注1】 「はい」の場合は、右欄を記入して下さい。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	公表年月日： 年 月 日 公開した媒体・学会名：	
b. 提供情報・指導内容は、自然科学系、実験系の人文社会科学系のいずれでもない【注2】（次頁欄外の「参考1」参照）	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ ⇒該非判定票作成
c. 出身国および国籍が「輸出令別表第3の地域」である【注3】	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ ⇒3の欄へ

【注1】 公知の技術の提供の例

- ◆新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術の提供
- ◆学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術の提供
- ◆工場の見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術の提供
- ◆ソースコードが公開されているプログラムの提供
- ◆学会発表用の原稿又は展示会等での配布資料の送付、雑誌への投稿等、当該技術を不特定多数の者が入手又は閲覧可能とすることを目的とする取引

【注2】 自然科学系教員が行う講義・演習・実験・研究活動などに当該教員の専門分野や研究テーマに関する情報が含まれる場合を除き、本学においては、全学的に技術の提供が行われることはないことを前提にしております。この前提に沿わない事案である場合は、その旨、お申し出ください。

【注3】 輸出令別表第3の地域: <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/ampo03.html>



◆上記aまたはbが「はい」+cが「はい」 ⇒これ以下の欄の記入は不要です。記入済の本シートを法人本部企画部に提出してください。

3. 受入予定者の懸念情報

受入予定者の出身組織が、外国ユーザーリスト（※）に掲載されている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
受入予定者の出身国が、懸念国（イラン、イラク、北朝鮮）又は国連武器禁輸国・地域（アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン）である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
受入予定者の出身組織（留学生である場合の出身大学・学科・研究室等を含む。）が、HP等の公表情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等（核兵器・化学兵器・生物兵器・ロケット・無人航空機）若しくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等に関与している疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
受入予定者が留学生の場合において、その留学費用につき、出身国政府の国費又は出身国の機関・組織（民間企業・組織を含む）による財政的支援を受けている、又は受ける予定がある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
受入予定者が留学生の場合において、その者が将来出身国に帰国し、軍事関連部門や軍需企業に就職する予定がある、又は就職する希望を持っていることを、今までの連絡から知っている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
受入予定者の過去の研究内容等が、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等である疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
その他、相手先や用途について、安全保障輸出管理上の懸念情報を有している。（「はい」の場合下欄記載）	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

※外国ユーザーリストは、経済産業省 HP の「外国ユーザーリスト」 (<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law05.html#user-list>) を参照してください。

上記のその他の懸念情報を「はい」とした場合、本欄にその理由を記入してください。

4. 雇用の有無

本学での雇用を予定している（雇用契約予定日： 年 月 日）	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
-------------------------------	--

上記の事前確認内容を確認し、以下のとおり判定します。

- 提供可（条件： _____）
- 「審査票」等の起票を有する

【参考1】

【東洋学園大学 技術の提供の可能性がない学部、研究科一覧】

学部	現代経営学部								
	人間科学部								
	グローバル・コミュニケーション学部								
研究科	現代経営研究科								

※注) 上記表の学部・研究科・短期大学部・研究所において自然科学系教員が行う講義・演習・実験・研究活動などに、当該教員の専門分野や研究テーマに関する情報が含まれる場合は、技術の提供の可能性のあるものとする。

【様式5】「用途」チェックシート

以下の用途に用いられる又は用いられるおそれがあるかをホームページ等WEB、加付などで確認すること。（どちらかにチェックをつけること。）

核兵器の開発、製造、使用又は貯蔵	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ	
軍用の化学製剤の開発、製造、使用又は貯蔵	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ	
軍用の細菌製剤の開発、製造、使用又は貯蔵	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ	
軍用の化学製剤若しくは細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用又は貯蔵	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ	
300 km以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用又は貯蔵	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ	
300 km以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ	
別 表 行 為	①核燃料物質若しくは核原料物質の開発、製造、使用又は貯蔵	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
	②核融合に関する研究	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
	③原子炉又はその部分品又は附属装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
	④重水の製造	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
	⑤核燃料物質の加工	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
	⑥核燃料物質の再処理	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
	⑦以下の行為であって、軍若しくは国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うもの又はこれらの者から委託を受けて行うことが明らかなもの a 化学物質の開発又は製造 b 微生物若しくは毒素の開発、製造、使用又は貯蔵 c ロケット若しくは無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵 d 宇宙に関する研究	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
輸出令別表第3の2地域向けの場合で通常兵器（輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。））の開発、製造又は使用	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ	

最終項目が「はい」の回答結果となった場合は以下の各項目についても確認すること。

用 途 要 件 の 除 外	①当該輸出貨物又は技術を用いて開発等される別表（※）に掲げる貨物が産業、娯楽、スポーツ、狩猟又は救命の用に供される旨が文書等に記載され又は記録されている場合であり、かつ、輸出者等が同表に掲げる貨物又は技術がこれらの用に供される旨輸入者等から連絡を受けている。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
	②自衛隊法に基づく在外邦人等の保護措置の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
	③自衛隊法に基づく在外邦人等の輸送の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
	④自衛隊法に基づく国賓等の輸送の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
	⑤自衛隊法に基づく自衛隊がアメリカ合衆国軍隊、オーストラリア軍隊、英国軍隊、フランス軍隊、カナダ軍隊、インド軍隊又はドイツ軍隊に対して貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
	⑥国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づく国際緊急援助活動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
	⑦国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律に基づく国際平和協力業務の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
	⑧重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律に基づく後方支援活動及び捜索救助活動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
	⑨重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律に基づく船舶検査活動並びにその実施に伴う後方支援活動及び協力支援活動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
	⑩武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律に基づく自衛隊による行動関連措置として貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
	⑪武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律に基づく停船検査又は回航措置の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
	⑫海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律に基づく海賊対処行動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
	⑬国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律に基づく協力支援活動及び捜索救助活動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
	⑭令和元年十二月二十七日の閣議決定「中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について」に基づき自衛隊による情報収集活動及び不測の事態の発生など状況が変化する場合への対応の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ

（※）別表 一 銃砲若しくはこれに用いる銃砲弾（発光又は発煙のために用いるものを含む。）のうち次に掲げるもの又はこれらの部分品

1 空気銃、散弾銃、ライフル銃若しくは火縄式銃砲又はこれらのものに用いる銃砲弾

2 救命銃、もり銃若しくはリベット銃その他これらに類する産業用銃又はこれらのものに用いる銃砲弾

二 産業用の発破器

三 産業用の火薬若しくは爆薬又はこれらの火工品

【様式6】「需要者」チェックシート

①外国ユーザーリストのチェック

(どちらかにチェックを付けること)

需要者は外国ユーザーリストに掲載されているか。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
-------------------------	---

②需要者要件のチェック

需要者が以下に掲げる行為を行っている又は過去に行っていたことについて契約書、ホームページ等WEB、カタログ若しくは入手した文書・記録媒体に記載・記録されているか、又は相手先から連絡を受けたかについて確認すること。

(どちらかにチェックをつけること)

核兵器の開発、製造、使用又は貯蔵	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
軍用の化学製剤の開発、製造、使用又は貯蔵	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
軍用の細菌製剤の開発、製造、使用又は貯蔵	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
軍用の化学製剤又は細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用又は貯蔵	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
300km以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用又は貯蔵	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
300km以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ

【様式7】明らかガイドラインシート

以下の各項目について、確認すること。

なお、取引の形態等からみて問いが当てはまらない場合には、「－」にチェックを付ける。

貨物等の用途・仕様	① 輸入者、需要者又はこれらの代理人から当該貨物等の用途に関する明確な説明がある。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> －
	② 需要者の事業内容、技術レベルからみて、当該貨物等を必要とする合理的理由がある。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> －
貨物等の設置場所等の態様・据付等の条件	③ 当該貨物等の設置場所又は使用場所が明確である。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> －
	④ 当該貨物等の設置場所又は使用場所が軍事施設内若しくは軍事施設に隣接している又は立ち入りが制限されている等の高度の機密が要求されている地域であり、かつ、その用途に疑わしい点があるとの情報を有していない。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> －
	⑤ 当該貨物等の輸送、設置等について過剰な安全装置・処置が要求されていない。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> －
貨物等の関連設備・装置等の条件・態様	⑥ 当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料についての説明がある。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> －
	⑦ 当該貨物等及び当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料の組み合わせが、当該貨物等の用途に照らして合理的、整合的である。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> －
	⑧ 異常に大量のスペアパーツ等の要求がない。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> －
	⑨ 通常必要とされる関連装置の要求がある。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> －
表示、船積み、輸送ルート、梱包等における態様	⑩ 輸送時における表示、船積みについての特別の要請がない。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> －
	⑪ 製品及び仕向地からみて、輸送ルートにおいて異常がない。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> －
	⑫ 輸送時における梱包及び梱包における表示が輸送方法や仕向地などからみて異常がない。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> －
貨物等の支払対価等・保証等の条件	⑬ 当該貨物等の支払対価・条件・方法などにおいて異常に好意的な提示がなされていない。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> －
	⑭ 通常要求される程度の性能等の保証の要求がある。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> －
据付等の辞退や秘密保持等の態様	⑮ 据付、指導等の通常予想される専門家の派遣の要請がある。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> －
	⑯ 最終仕向地、製品等についての過度の秘密保持の要求がない。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> －

<p>外国ユーザーリスト掲載企業・組織</p>	<p>⑰外国ユーザーリストに掲載されている企業・組織向けの取引については、リストに掲載されている当該需要者の関与が懸念されている大量破壊兵器の種別（核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル）と、輸出する貨物等の懸念される用途の種別（「大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例」等を参考に、輸出しようとする貨物等の特性から判断すること）が一致しない。</p>	<p><input type="checkbox"/>はい・<input type="checkbox"/>いいえ <input type="checkbox"/>ー</p>
	<p>⑱外国ユーザーリストに掲載されている企業・組織向けの取引については、輸出しようとする貨物又は提供しようとする技術について、軍事用途に用いられる（利用される）旨が、その輸出（取引）に関する契約書又は輸出者（取引を行おうとする者）が入手した文書、図画若しくは電磁的記録において、記載され若しくは記録されていない、又は輸入者（取引の相手方）若しくは需要者（当該技術を利用する者）若しくはこれらの代理人から連絡を受けていない。</p>	<p><input type="checkbox"/>はい・<input type="checkbox"/>いいえ <input type="checkbox"/>ー</p>
<p>その他</p>	<p>⑲その他需要者が取引の慣行上当然明らかにすべき事項に関する質問に対して明確な説明がない等の取引上の不審な点がない。</p>	<p><input type="checkbox"/>はい・<input type="checkbox"/>いいえ <input type="checkbox"/>ー</p>

（注）技術の提供や外国人の受入れの場合は、上記各項目の文言につき、例えば「輸入者」を「契約先」や「受入予定者」と読み替える等、適宜読み替えて適用してください。

【様式 8】 該非判定票

作成日： 年 月 日
 作成責任者： 氏名 _____ 所属・職名 _____
 連絡先： Tel _____ E-mail _____

技術の名称、取引概要 貨物の名称、型及び等	
--------------------------	--

外国為替令別表（技術を提供する場合） 又は 輸出貿易管理令別表第一（貨物を輸出する場合） の項番と該非		
1	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない
2	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない
3	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない
3の2	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない
4	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない
5	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない
6	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない
7	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない
8	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない
9	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない
10	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない
11	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない
12	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない
13	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない
14	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない
15	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない
「該当する」欄が 1か所以上ある	すべて「該当しない」欄のみ	

※技術・貨物の内容・性能を法令（外国為替令別表又は輸出貿易管理令別表第一、貨物等省令、解釈通達。下記HP掲載の「貨物・技術のマトリクス表」を参照）に照合した上で、それぞれの項について「該当する」「該当しない」のいずれかにチェックを付けてください。

https://www.meti.go.jp/policy/ampo/matrix_intro.html

※「該当する」にチェックを付けた項については、貨物等省令、解釈通達の関係箇所と技術・貨物の仕様（性能）を比較し、該当すると判断した根拠を、別紙「対比表」に明記してください。

※「該当しない」にチェックを付けた項でも、技術・貨物の性質上その項に近いものである場合

本件技術又は貨物は、以上のとおり外国為替令別表（第16項を除く）
 又は輸出貿易管理令別表第一（第16項を除く）に該当（します・しません）。

外国為替令／輸出貿易管理令の関係項、貨物等省令の関係箇所及び解釈通達の関係箇所と、本件技術・貨物の仕様（性能）との対応関係は、別紙「対比表」のとおりです。

（注）本様式は、申請を行うに当たって該当非該当の判断を示す様式の一例として提示するものです。既に、他の様式で申請を行って許可を得た実績を有する方は、従来の様式に従って申請を行って差し支えなく、特に、新たに本様式に変更する必要はありません。

(該非判定票別紙) 外国為替令・輸出貿易管理令の関連項目等と

技術・貨物の仕様（性能）の対比表

該非判定票に記載した技術／貨物に係る、外国為替令／輸出貿易管理令の関係項、貨物等省令の関係箇所及び解釈通達の関係箇所と、本件技術／貨物の仕様（性能）との対応関係は、以下のとおりです。

外国為替令別表 又は 輸出貿易管理令別表第一		貨物等省令		解釈通達	技術／貨物の 仕様（性能）
項番	項目	項番	項目		

技術／貨物の該非判定結果 該当 非該当

※記述に当たっては、以下の事項を満たしてください。

- ・ 外国為替令別表／輸出貿易管理令別表第一の関係項、貨物等省令の関係箇所及び解釈通達の関係箇所については、それぞれが明確に分かるよう、該当部分を引用し、技術／貨物の仕様（性能）との対比を明らかにすること。
- ・ 特に、該当非該当に係る具体的数値については、技術／貨物の有する数値と基準の関係が分かるよう記載すること。
- ・ 技術／貨物の仕様（性能）などが分かる資料を添付すること。

(記載例)「熱分解蒸着処理に係る技術」の場合

(該非判定票別紙) 外国為替令・輸出貿易管理令の関連項目等と

技術・貨物の仕様(性能)の対比表

該非判定票に記載した技術/貨物に係る、外国為替令/輸出貿易管理令の関係項、貨物等省令の関係箇所及び解釈通達の関係箇所と、本件技術/貨物の仕様(性能)との対応関係は、以下のとおりです。

外国為替令別表 又は 輸出貿易管理令別表第一		貨物等省令		解釈通達	技術/貨物の 仕様(性能)
項番	項目	項番	項目		
第4項 (5)	原料ガスの熱分解により生成する物質を基材に定着させるための装置の使用にかかる技術であつて、経済産業省令で定めるもの	第16条 第5項	外為令別表4の項(5)の経済産業省令で定める技術は、原料ガスの熱分解(1,300度以上2,900度以下の温度範囲において、かつ、130パスカル以上20,000パスカル以下の絶対圧力の範囲において行うものに限る。)により生成する物質を基材に定着させるための技術とする。		<ul style="list-style-type: none"> ・ 2,000~2,500度の温度範囲 ・ 15,000~20,000パスカルの絶対圧力 <p>以上の条件の下、原料ガスの熱分解により生成する物質を基材に定着させるための技術である。</p> <p>したがって、該当。</p>

技術/貨物の該非判定結果 ■ 該当 □ 非該当

年 月 日

【様式9】誓約書

東洋学園大学

学長

殿

氏名 _____

(署名) _____

貴学への入学（採用）等に関し、下記の事項を遵守することを誓約します。

在学（在職）中、無断で大学の所有物の提供及び学外への持ち出しを行いません。次のいずれかに該当する場合には、指導教員（受入教員）に相談するとともに、必要な場合には日本国政府が定める外国為替及び外国貿易法及びこれに基づく関係法令及び貴学の定める内部規程に従い所定の手続を行います。

- 一 研究上の技術情報を在学（在職）中に外国において提供し、若しくは非居住者に対して提供しようとする場合、又はこれを在学（在職）後に提供することが在学（在職）中に明らかとなった場合
- 二 研究上の使用機器若しくは使用材料若しくは研究の結果得られた有体物を在学（在職）中に外国に輸出（海外へ送付又は持出し等）しようとする場合、又はこれらを在学（在職）後に輸出することが在学（在職）中に明らかとなった場合

以上

Date: Year Month Day

Pledge

To:
President
Toyo Gakuen University

Full name: _____
(Signature) _____

I hereby pledge to comply with the following items regarding my enrollment to or employed or any as such by Toyo Gakuen University.

During enrollment or employment or any as such at Toyo Gakuen University, I will neither provide nor carry out any property belonging to the University without a permission. In any of the following cases, I will consult my supervisor (i.e., the academic staff accepting me as a student or a researcher) and, if necessary, take the prescribed procedures based on the Foreign Exchange and Foreign Trade Act, related laws and regulations, and the internal regulations of the University.

- (1) In the case where I wish to provide research-related technology information in foreign countries or to non-residents of Japan during enrollment or employment or any as such at Toyo Gakuen University or it becomes obvious during this period that I may provide such information after withdrawing or leaving from Toyo Gakuen University

- (2) In the case where I wish to export (sending to foreign countries or bringing out, etc.) devices or materials used in my research or tangible objects gained from the research to foreign countries during enrollment or employment or any as such at Toyo Gakuen University or it becomes obvious during this period that I may export the aforesaid items after withdrawing or leaving from Toyo Gakuen University.